**農地法第４条・第５条　転用許可申請書　必要書類**

１．申請書　　　　　　　　　　　　正・副２部必要　２部とも自書または押印が必要

　　　　　　　　　　　　　　　　　※　申請書以外は１部原本、１部は複写可

２．土地登記全部事項証明書　　　（高鍋法務局）※ネット請求での証明書は不可

３．字図　　　　　　　　　　　　（高鍋法務局）※ネット請求での字図は不可

４．位置図　　　　　　　　　　　（ゼンリン地図など）　※（縮尺は1/10,000　～　1/50,000程度）

５．資金証明　　　　　　 　　　　※　総事業に見合う融資予約証明書（申請日の６ヶ月以内）

もしくは残高証明書（申請日の概ね１ヶ月以内）

６．建設配置図または利用計画図

　　　　　　　　　 　 ※　建設または施設面積、位置および施設物間の距離を示す図面

７．建物構造図　　　　　　　　　 　　※　用途を確認できる構造図

８．排水処理計画書

　　　　※　雨水処理・廃水処理を要する場合。事業面積が大きい場合や隣接地に影響が及ぶ恐れがある場合

　　　　※　市道・県道側溝等に放流する場合には、排水処理に関する所管の行政機関の承諾も得ること

９．土地改良区（水利組合）の意見書

１０．住民票抄本

　　　　※　登記全部事項証明書の住所と現住所が違う場合は、住民票抄本か戸籍の附票

１１．法人の場合　　　　　　　　　　　　　　　　会社の謄本・定款・宅建取引免許証の写し

１２．農地区分　第１種農地・第２種農地の場合　　代替地検討書

１３．追認案件（無断転用）の場合　　　　　　　　始末書・顛末書　※現地写真も必要

その他

**※　申請書類はＡ４判で正・副２部提出。１部は申請書以外、複写でも可**

　　　※　賃借契約に基づく転用については、契約書の写し

　　　※　転用目的が太陽光発電施設の場合は、経済産業省の設備認可通知書の写し・工事費負担金請求書之写し（低圧）または系統連系承諾通知書の写し（高圧）

　　　※　農地転用に伴い周辺農地や居住地に影響がおよぶ恐れがあると判断した場合には、その方の同意